

# 木造住宅

# 耐震改修工事助成

耐震改修工事とは、補強壁の設置や、筋交いを増やす等、建物のバランスを考慮しながら補強する工事です。木造住宅の耐震改修工事を行う場合、耐震改修工事費の一部を助成します。

**補助対象** ● 市の無料耐震診断の結果、判定値▲1.0未満と診断された住宅

※無料耐震診断をまだ受けていない場合は、先に

**名古屋市木造住宅無料耐震診断** をお申込みください。

(耐震診断には**3ヵ月**程度かかります。)

※建物は適法で、適切に納税されている必要があります。

**申請者** ● 対象住宅の所有者

**補助金額** ● 耐震改修工事費用の**4/5**以内で、以下の金額まで

	一般世帯	非課税世帯
上限	<b>115万円/戸</b>	<b>165万円/戸</b>

※ここに掲載しているのは制度内容の一部です。詳しい内容は、内面をご覧ください。

※予算に限りがあるため、詳しくは耐震化支援課までお問い合わせください。

## 精密診断法による耐震改修設計に対する助成制度もあります

耐震改修工事の設計を精密診断法により行うことで、工事費用が抑えられる可能性があります。

精密診断法による設計が可能かどうかは設計・工事を依頼する建築士にお尋ねください。

| お問い合わせ先・申請先 |

## 名古屋市住宅都市局 耐震化支援課



TEL | **052-972-2921** mail | a2921@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

FAX | 052-972-4179

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (市役所西庁舎3F)

名古屋市 木造改修

検索

◎申請様式は、ダウンロードできます

## 助成制度の内容

### 耐震改修工事の種類

#### 一般改修

判定値 ▲1.0以上にする工事（最低、判定値 ▲0.3以上加算）

#### 段階的改修

##### ① 1段階目

判定値 ▲0.7以上1.0未満にする工事

又は2階建ての1階部分のみを判定値 ▲1.0以上にする工事

##### ② 2段階目

1段階目のあと、判定値 ▲1.0以上にする工事



※段階的な耐震改修工事や、構造上別棟がある場合などで部分的な耐震改修工事を実施する場合は、将来的に全体の耐震改修工事を実施することをお勧めします。

名古屋市の無料耐震診断の結果
判定値 ▲0.7以上 1.0未満
判定値 ▲0.7未満

- 耐震改修工事費用の **4/5** 以内で、以下の金額まで
- 限度額

項目		一般世帯	非課税世帯*
一般改修		<b>115万円/戸</b>	<b>165万円/戸</b>
段階的改修	1段階目	<b>60万円/戸</b>	<b>85万円/戸</b>
	2段階目	<b>55万円/戸</b>	<b>80万円/戸</b>

\* 非課税世帯：住宅所有者の世帯全員が、過去2年間、市・県民税の課税を受けていない世帯

※過去に耐震シェルター等設置助成金の交付を受けた住宅の場合、または耐震改修利子補給制度を利用する場合は、補助額が異なります。

### ▲ 判定値の目標

※判定値に関する詳しい説明は、「木造住宅耐震改修工事の手引き」p3をご覧ください。

判定値(上部構造評点)	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

判定値 ▲0.7以上とする段階的改修工事は、倒壊を防ぐことで、命を守ることを目標とした補強を行うものです。地震後の修復の度合いや避難生活の必要の有無などを考慮し、耐震改修工事の目標とする判定値を決めましょう。

※震度6強から震度7クラスの大規模な地震に対して倒壊の可能性を示しています。

## はじめに、耐震改修工事をお願いする建築士にご相談ください

お知り合いの建築士に相談するか、以下の一覧等を参考に建築士を決めましょう。

- 「あいち耐震改修ポータルサイト」トップページにアクセス  
設計者・施工者の一覧を掲載しています。

[あいち耐震改修ポータルサイト](#) [検索](#)

上記の一覧等は耐震化支援課(市役所西庁舎3F)にて閲覧・配布しています。  
一覧等は参考であり、ここから選ばなければならないものではありません。



### なごや耐震アドバイザー派遣制度

住宅などの耐震対策について相談を行うため、耐震アドバイザーを派遣します。  
ぜひご活用ください。

#### 相談できる内容

住宅を始めとする建築物の耐震診断・改修などの耐震対策に関すること  
(相談時間は1～2時間程度。耐震診断や見積を行うものではありません。)

無料

### 建築士や施工業者等に依頼する時の注意

- 建築士や施工業者等に依頼する場合は、相談料や見積費用は有料か、どの段階で料金が発生するか等を、事前に確認してください。
- 打ち合わせの中で依頼してもよいと思われれば、正式にご依頼ください。あいまいな返事をして、建築士等が業務を開始すれば、料金を請求される場合があります。書面による契約等を結んだほうが安心です。
- 契約等をする前に、複数から見積もりを取ることも一つの方法です。

※建築士、施工業者等との間で、万一契約上のトラブルが生じても、名古屋市は責任を負いません。

※住宅に関するトラブルや不安などについての相談は「公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター」にご相談ください。

| 住まいるダイヤル | 03-3556-5147

| ウェブサイト | <https://www.chord.or.jp>

## 木造住宅耐震改修工事助成とあわせてご活用ください

#### 耐震改修 利子補給制度 融資制度

耐震改修工事のため金融機関から融資を受ける際に、低利子又は無利子で融資を受けられる場合など各種融資制度があります。

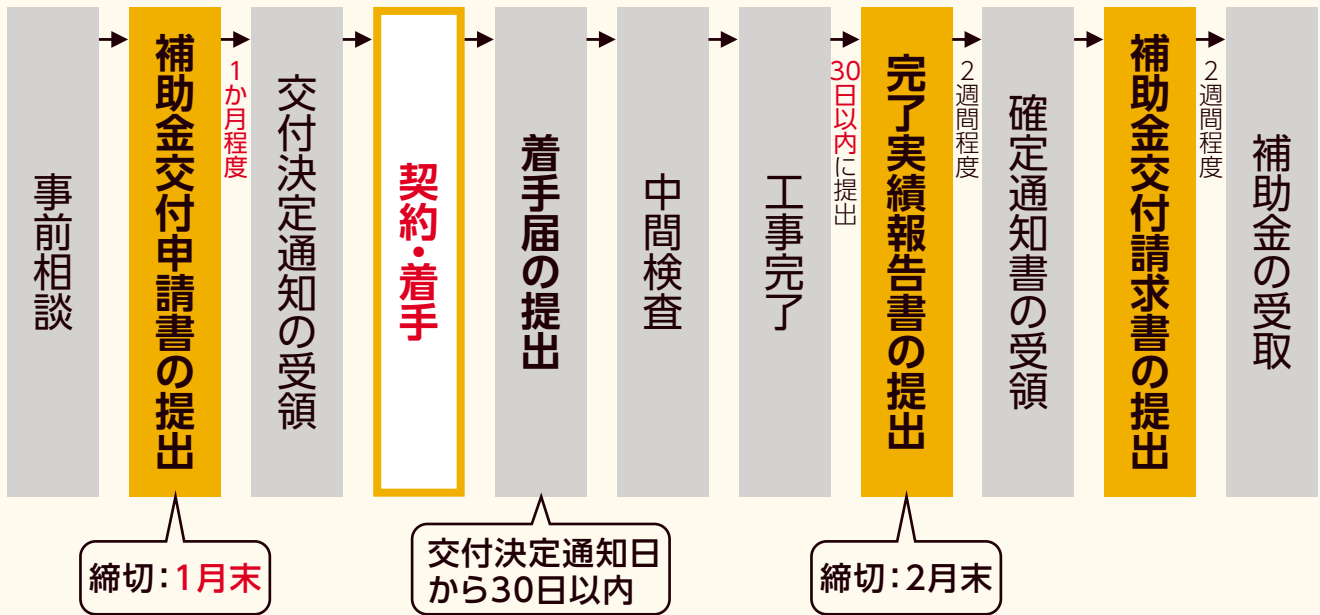
詳しくは、下記へお問い合わせください。

- ・利子補給制度：【リ・バース60】ダイヤル (TEL:0120-9572-60)
- ・融資一般：住宅金融支援機構 東海支店 (TEL:052-971-6900)

#### 税金の控除や減額

- ・所得税の特別控除・住宅ローン減税(お問い合わせ先:税務署)
- ・固定資産税の減額(お問い合わせ先:市税事務所)

## 補助金交付の流れ



補助金の申請や、交付決定通知の交付前に「契約を結ぶ」「着手金を支払う」「業務や工事に着手する」「業務や工事が完了している」場合は、**補助金を受け取ることができません。**

なお、補助金を申請する工事以外の契約や着手についてはこの限りではありません。

### 事前相談時 必要書類

- 耐震診断結果報告書の写し
- 配置図・平面図等補強計画図
- 補強計算書

※ご来庁される際は、事前に電話予約等を行ってください。

### 補助金交付申請時 必要書類

上記書類のほか、

- 補助金交付申請書(様式第1号)、交付申請額計算書(様式第2号)
- 固定資産税・都市計画税の課税明細書(写)と納税証明書
- 見積書の写し

等の書類が必要となります。

詳しくは、事前相談の際にご確認いただくか、耐震化支援課までお問い合わせください。

**代理受領制度** 詳しくは耐震化支援課までお問い合わせください。